

令和3年第9回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月10日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2B・2C

3 出席委員 17名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

15番 柳原 一夫

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠席委員 3名

3番 外崎 高逸

14番 相馬 孝雄

16番 白戸 裕丈

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第72号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第73号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第74号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第76号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第77号 不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	浅利 寿夫
次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

主幹	山上 義美
----	-------

農林水産課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 3 年第 9 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 17 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、11 番 佐藤委員、12 番 阿部委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、市浦支所山上主幹、農林水産課の

山田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和3年7月26日午前9時30分から、柳原委員、鳴海推進委員、松本推進委員で五所川原市太刀打の登記官照会1件。

令和3年7月26日午後2時、金谷委員、阿部委員、今推進委員で五所川原市高野の登記官照会1件。

令和3年8月4日午前11時から、森会長、高橋推進委員で五所川原地区の4条転用1件、5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第72号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第72号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転1件です。

2ページをご覧ください。

- 1番 大字沖飯詰字男鹿、田2筆、合計6, 566 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額2,500,000円の有償移転です。

- 2 番 金木町神原小泉、畑 2 筆、合計 1,079 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 10,000 円の有償移転です。
- 3 番 金木町芦野、畑 1 筆、498 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。
- 4 番 金木町芦野、畑 1 筆、983 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 700,000 円の有償移転です。
- 5 番 金木町芦野、畑 1 筆、548 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 300,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字梅田字間瀬、田 3 筆、合計 7,515 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相
当であると判断されます。

議 長 議案第 7 2 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 7 2 号について原案
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議長　　ご異議がないようですので、議案第72号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第73号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与　　（議案説明）

4ページをご覧ください。

議案第73号　農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は1件です。

5ページをご覧ください。

1番　　大字水野尾字懸樋、田2筆、合計249㎡、
申請人は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約4.0kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が10ha以上であるため第1種農地、不許可の例外の集落接続であると判断されます。

申請人は、老人介護支援センターを経営しており、隣地に施設と事務所を構えている。入所者が農作業をする上で収穫後の選別をする作業場を建築するため、土地を探したが条件に合う土地が見つからず、近接の代表者所有の農地は、交通の安全面や仕事の効率等から公道に出ることなく行き来ができ、管理のしやすさ、時間短縮などを目的に申請地を選考した。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、周囲に農地は存在しますが営農に支障は無いものと考えられ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、6ページをご覧ください。

議 長 議案第 7 3 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 7 3 号について原案
のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 7 3 号について原案
のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付
することに決定いたします。

つづきまして、議案第 7 4 号「農地法第 5 条第 1 項の
規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題
といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 7 ページをご覧ください。

議案第 7 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地
転用許可に係る意見について

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため
意見を求めるものであります。

申請件数は、貸借権設定 1 件です。

8 ページをご覧ください。

1 番 大字水野尾字清川、田 1 筆、2, 1 5 0 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は資材置場の設置です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 4. 0 km に位置
し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha 以上の規模
の一団の農地区域にあり第 1 種農地であると判断されます。

第1種農地の不許可の例外として既存敷地の拡張に該当する。

申請人は型枠工事業を営んでいて、事業拡張と共に資材置場、駐車場が手狭となった為、条件に合う土地を探していた。津軽自動車道に近く、青森、弘前方面への交通の便が良く、事務所に近接し管理しやすいため今回の申請に至った。申請地の南側、東側に面している農地との間には、法面を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透させる。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、資金・信用にも問題がないと判断されるため、転用にあたり許可相当であると判断されます。なお、6月に農振農用地から除外された案件になります。

申請地の位置については、9ページをご覧ください。

議長 議案第74号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第74号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第74号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 10ページをご覧ください。

議案第75号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定7件、所有権移転3件です。

11ページ、番号1番から16ページ7番までの利用権設定7件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

17ページ、番号1番から3番までの所有権移転3件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第75号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第75号について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第75号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第75号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第76号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

18ページをご覧ください。

議案第76号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数2件。

1番 農地の所在は、大字太刀打字早蕨、田2筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。
調査の結果、非農地であると判断されます。

2番 農地の所在は、大字高野字広野、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。
調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第76号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

15番 はい(挙手)
(柳原委員)

議 長 15番 柳原委員どうぞ。

15番 番号1、2の調査員が逆ではないか。
(柳原委員)

議 長 ただいま、柳原委員からの質問について、参与に説明を求めます。

参 与 柳原委員のおっしゃる通りです。資料を修正いたします。

議 長 他にご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第76号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第76号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第77号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 19ページをご覧ください。

議案第77号、不動産取得税徴収猶予に関する適格者について、農地等の一括贈与にかかる下記贈与者及び受贈者は、地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求める。

20ページをご覧ください。

1番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は30年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は20年間、農地法による許可年月日は令和2年12月10日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大字種井字山野辺ほか田3筆です。

2番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は60年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は35年間、農地法による許可年月日は令和2年12月10日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は金木町嘉瀬上端山崎の田1筆です。

3番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は70年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は35年間、農地法による許可年月日は令和2年12月10日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は金木町嘉瀬上端山崎ほか田4筆です。

4番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は30年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は4年間、農地法による許可年月日は令和2年12月10日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大宇飯詰字白旗ほか田3筆です。

5番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は55年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は37年間、農地法による許可年月日は令和2年10月9日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大宇長富字鎧石ほか田30筆、畑4筆です。

6番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は50年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は20年間、農地法による許可年月日は令和3年1月13日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大宇川山字森内ほか田6筆です。

以上、徴収猶予を受けるための要件である

- ・農地の生前一括贈与した日まで贈与者が3年以上農業を営んでいたこと
- ・受贈者が年齢18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していること。
- ・所有農地の全部を贈与するものであること
- ・推定相続人の1人に贈与するものであること。
- ・徴収猶予を新規で受ける場合、追加となった要件の受

贈者が認定農業者等担い手であること。

以上の5要件全て満たしており、適格者であると判断されます。

議 長 議案第77号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第77号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第77号について原案のとおり決定いたします。

以上、議案72号から議案第77号まで全ての審議が終了いたしました。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時30分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

(佐藤 敬道)

1 1 番委員

(阿部 喜代志)

1 2 番委員
